

入札公告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき、特定事業として選定した稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業を実施する民間事業者を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による総合評価一般競争入札により募集及び選定するので、同令第 167 条の 6 第 1 項、第 167 条の 10 の 2 第 6 項及び稚内市契約規則（昭和 39 年規則第 6 号）第 3 条の規定により、公告する。

平成 29 年 5 月 24 日

稚内市長 工藤



1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業名称 稚内市一般廃棄物最終処分場整備・運営事業
- (2) 対象となる公共施設の種類 廃棄物最終処分場
- (3) 事業場所 稚内市新光町 1789 番地
- (4) 事業内容 事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PF1 法」という。）に基づき新たに本施設を設計・建設し、維持管理・運営業務等を行う。
- 詳細は、入札説明書等を参照のこと。
- (5) 事業方式 本事業は、PF1 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設の設計、建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営及び維持管理を行う方式（BTO (Build Transfer Operate)）により実施する。
- (6) 指定管理者の指定
本施設は公の施設であることから、事業者は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として、本施設の運営・維持管理を実施する。
- (7) 事業期間 次に定める設計・建設期間、運営・維持管理期間、本事業終了時の措置に関する期間（以下、終了措置期間）により構成する。
 - ①設計・建設期間 平成 30 年 1 月から平成 32 年 11 月まで 2 年 11 ヶ月間
 - ②運営・維持管理期間 平成 32 年 12 月から平成 42 年 11 月まで 10 年間
 - ③終了措置期間 平成 42 年 12 月から平成 43 年 5 月まで 6 ヶ月間

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 応募者の構成等
応募企業、応募グループの各構成員又は参加表明書に明記した協力会社のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。
なお、応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社は、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加することはできないものとする。
応募者は、参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募企業、応募グループの各構成員又は協力会社の企業名及び携わる業務を明記すること。
また、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
なお、代表企業は稚内市契約規則による競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。
①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
②稚内市競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱（平成 12 年 8 月 1 日）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
③破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
⑤民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑥会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。
- ⑦手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑨廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ⑩市が本事業についてアドバイザリー業務を委託した株式会社ドーコン並びに株式会社ドーコンと本アドバイザリー業務において提携関係にある村松法律事務所と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- 注）「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を出資しているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- (2) 応募者の構成員等の資格等要件
- 応募企業、応募グループ及び協力会社のうち本施設の設計、工事監理、建設、運営及び維持管理の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。
- なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。
- ただし、本施設のうち建築物の工事監理業務と建設業務については、兼務することはできない。
また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。
- ①本施設の設計にあたる者は次の要件を満たすこと。
- (ア) 種内市契約規則による競争入札参加資格登録業者名簿に登録されている者であること。
- (イ) 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定により建設コンサルタントの登録を受けた者であること。
- (ウ) 本処分場の設計責任者として、以下のいずれかの資格を有し、かつ 10 年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- a. 技術士（総合技術監理部門 衛生工学部門：廃棄物管理（廃棄物処理、廃棄物管理計画含む））
b. 技術士（衛生工学部門：廃棄物管理（廃棄物処理、廃棄物管理計画含む））
c. 技術士（総合技術監理部門 建設部門）
d. 技術士（建設部門）
- (エ) 建築物の設計技術者として、一級建築士の資格を有し、かつ 10 年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- (オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設のうち、一般廃棄物最終処分場の設計実績を有する者であること。
- ②工事監理にあたる者は、次の要件を満たすこと。
- (ア) 上記(2)①(ア)に同じ。
- (イ) 上記(2)①(イ)に同じ。
- (ウ) 工事監理責任者として、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。
- a. 技術士（総合技術監理部門 衛生工学部門：廃棄物管理（廃棄物処理、廃棄物管理計画含む））
b. 技術士（衛生工学部門：廃棄物管理（廃棄物処理、廃棄物管理計画含む））
c. 技術士（総合技術監理部門 建設部門）
d. 技術士（建設部門）
e. 一級土木施工管理技士
f. R C C M（廃棄物部門）、又は R C C M（廃棄物部門）と同等の能力を有する者
- (エ) 建築物の工事監理担当者として、一級建築士を配置すること。
- ③本施設の建設にあたる者は、次の要件を満たすこと。
- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により土木一式工事、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けている者であること。ただし、複数の者で応募する場合は、各々の許可を受けている者を少なくとも 1 者含むこと。
- (イ) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する土木一式工事に関わる経営事項審査で、土木工事の総合評点数値が 900 点以上、建築工事の総合評点数値が 900 点以上の者であること。ただし、複数の者で応募する場合は、各々の条件を満たす者が少なくとも 1 者含むこと。
- (ウ) 市の平成 29 年度入札参加資格を有している者で、土木工事及び建築工事に登録していること。

ただし、複数の者で応募する場合は、各々の条件を満たす者が少なくとも1者含むこと。

(エ) 元請けとして、次の全ての施工実績（施工中を含む）を有すること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。）

a. クローズド型の一般廃棄物最終処分場又は公共関与型産業廃棄物管理型最終処分場（規模は問わない。）

b. 埋立容量50,000立方メートル以上の一般廃棄物最終処分場又は公共関与型産業廃棄物管理型最終処分場

④本施設の維持管理及び運営にあたる者は、次の要件を満たすこと。

(ア) 平成14年度以降に一般廃棄物最終処分場または産業廃棄物最終処分場（管理型）の管理実績（埋立管理及び水処理施設管理）を有している者であること。（長期運営包括契約の共同企業体構成員としての実績も含む。）

(3) 応募者の参加資格の喪失

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、上記(1)及び(2)の要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(4) 応募者の参加資格確認基準日

平成29年5月24日（水）

(5) 応募者の構成員等の変更

参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。協議の結果、市が妥当と認めた場合には、応募グループの代表企業以外の構成員及び協力会社を、参加資格の確認を受けた上で事業提案書の提出期限までに変更及び追加できる。

3. 入札手続等

(1) 担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

稚内市環境水道部環境エネルギー課廃棄物処理グループ

住所：〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号

電話：0162-23-6860

FAX：0162-23-5960

E-mail：pfi3@city.wakkai.hokkaido.jp

ホームページ：<http://www.city.wakkai.hokkaido.jp/>

(2) 入札説明書等の内容、公開期間及び入手方法

入札説明書等は、次の①から④までの書類により構成される。

①入札説明書（様式集含む）

②要求水準書

③事業者選定基準

④契約書等（基本協定書（案）、事業契約書（案））

⑤参考資料等

・廃棄物処理施設基本設計等業務委託（平成29年3月）のうち、参考図（全体配置図、標準断面図）、測量調査報告書、地質調査報告書

・廃棄物処理施設生活影響調査業務委託報告書（平成29年3月）のうち、現況把握部分

①～④は平成29年5月30日から稚内市ホームページ（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすること。

⑤は閲覧資料とし、担当課で閲覧すること。閲覧者のうち希望者には参考資料等を電子データで提供する。

(3) 入札説明書等に関する第1回質問の受付

平成29年5月30日から6月6日まで

質問の提出方法等は、入札説明書等を参照のこと。

(4) 入札参加表明及び入札参加資格審査書の提出期間、場所及び提出方法

提出期間 平成29年6月16日から6月26までの土曜日、日曜日を除く毎日9時から17時まで

提出場所 稚内市役所2階 環境水道部環境エネルギー課廃棄物処理グループ

提出方法 応募企業又は応募グループの代表者が持参

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、平成29年6月30日までに書面により通知するとともに、ホームページに公表を行う。

- (6) 入札説明書等に関する第2回質問の受付
平成29年7月21日から7月28日まで参加資格審査通過者（以下「審査通過者」という。）を対象として実施する。
質問の提出方法等は、入札説明書等を参照のこと。
- (7) 審査通過者別説明会の開催
入札説明書等の内容が適切に理解された上で事業提案書作成が行われるよう、審査通過者のうち希望する者に対して、平成29年8月17日に、市と審査通過者の意思疎通を目的とした質問・回答を行う。
質問の提出方法等は、入札説明書等を参照のこと。
- (8) 入札書及び事業提案書の提出日、場所及び提出方法
提出日 平成29年9月4日、9時から17時まで
提出場所 稚内市役所2階 環境水道部環境エネルギー課廃棄物処理グループ
提出方法 応募企業又は応募グループの代表者が持参
詳細については、入札説明書等を参照のこと。
- (9) 入札予定価格
入札予定価格は、次のとおりとする。
金4,053,322,000円（金利変動、物価変動による増減並びに消費税及び地方消費税は含まない。）
なお、最低制限価格は設定しない。
- (10) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、審査委員会による審査結果を踏まえ、落札者を決定する。
- (11) 落札者の選定基準
事業者選定基準のとおりとする。
- (12) 入札保証金に関する事項
稚内市契約規則第5条に該当する場合は免除する。

4. 契約手続等

- (1) 基本協定の締結
市は落札者と事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び落札者が設立する特別目的会社（以下「S P C」という。）の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。
- (2) 事業契約の締結
市は落札者と事業契約案に基づき、事業契約に関する協議を行い、事業者が遂行すべき業務内容や金額、支払方法等を定め平成29年11月に仮契約、平成29年12月に締結するものとし、設計、建設、運営及び維持管理業務、事業終了時の措置等を包括的かつ詳細に規定する平成43年5月末を期限とする契約書による。
- (3) 議会の議決
本事業の事業契約は、P F I法第12条の規定に基づき、市が当事者となる事業契約の締結に関する稚内市議会の議決を得たのち締結される。
- (4) 契約保証金に関する事項
事業者は、事業契約の締結にあたって、設計・建設工事等の履行を確保するために、履行保証保険等による設計・建設工事期間中の履行保証を行うものとし、履行保証保険金額は、整備費の10分の1以上とする。ただし、事業者は、運営期間中においては、契約保証の必要はない。

5. その他入札について必要な事項

入札参加者は、稚内市契約規則、競争入札心得その他関係法令等の規程及び本事業入札説明書等の内容を承知すること。

6. 入札についての照会先 3(1)に同じ。